漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則(令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。)第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和7年10月20日

青森県知事 宮下 宗一郎

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の	船舶の	推進機関の	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の	備考
	認可をすべき	総トン数	馬力数				認可を申請すべき期間	
	船舶等の数							
かれい固定式刺し	1隻	5トン未満	定めなし	陸奥湾海域とする。ただし、共同及び区画漁業権漁場の	8月1日から	次のいずれにも該当する	令和7年10月20日から	1 許可の有効期間は、許可の日から令和9年7月31日
網漁業				区域並びに青森港の港域を除く。	7月31日まで	者とする。	令和7年11月4日まで	までとする。
						1 上北郡横浜町に住所		2 規則第14条第1項第4号の対象とする。
						を有する者		3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。
						2 青森県知事の登録を		(1) 小型定置漁業及び底建網漁業の操業中は、その前面
						受けた漁船の使用者		及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル
								以内の海域で操業しないこと
								(2) 使用する網の長さ及び船上に積む予備の網の長さ
								は、それぞれ延べ 1,000 メートル以内とする
								(3)使用する網の目合は、105ミリメートル(3寸5分)
								以上とすること
	1隻					次のいずれにも該当する	令和7年10月20日から	(4) 漁具の両端に標識を設置すること
						者とする。	令和7年11月4日まで	(5) 使用する網は、一枚網とすること
						1 東津軽郡郡平内町に		(6)次に掲げる水産動物が採補された時は、できる限り
						漁業根拠地を有する者		損傷しないように速やかに海中に戻さなければならな
						2 青森県知事の登録を		V
						受けた漁船の使用者		ア さけ・ます類
								イ なまこ
								ウ 海産ほ乳類